

令和6年5月14日

(仮称) 桑名市播磨西部土地区画整理事業に係る  
環境影響評価準備書  
についての住民意見と事業者の見解

意見件数	17件
提出者数	4名

(仮称) 桑名市播磨西部土地区画整理組合設立準備委員会

## ●住民の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価準備書に対する住民からの意見(次頁左欄)及びそれに対する事業者の見解(次頁右欄)は、次のとおりです。

意見者 番号	意見 番号	意見書	事業者の見解
1	1	<p>地下水位に関して</p> <p>⑩ 地下水 土地の造成による地下水位への影響（抜粋）</p> <p>①既設井戸</p> <p>一般家庭用：いずれも自由地下水を取水対象とした浅井戸であり、事業実施区域からの距離を考慮すると、地下水への影響は小さいと予測されました。</p> <p>環境保全措置</p> <p>既設井戸及びため池の水位モニタリングを実施する。</p> <p>地下水 予測結果及び保全措置（抜粋）</p> <p>施設の供用、稼働に伴う地下水への影響</p> <p>事業活動に伴う揚水計画は100 m<sup>3</sup>/日としており、設置する井戸は深井戸とします。</p> <p>本地域の東海層群が傾斜を有していることを考慮しても、広範囲からの地下水の供給が行われると想定されるため、地下水への影響は小さいと予測されました。</p> <p>環境保全措置</p> <p>既設井戸及びため池水位のモニタリングを実施する。（1年間）</p> <p>以上のことから、下記の意見を述べさせていただきます。</p> <p>1）周辺井戸の分布・構造把握の追加調査と対応について</p> <p>深谷地区では、以前、農業用井戸（深井戸・流石川左岸・平成22年掘削）を掘削した時に、下深谷部内の浅井戸が広範囲に枯渇した経緯がある。</p> <p>当方の井戸も枯渇したので、3か月（農業用井戸の使用期間）のモニター調査を実施し（三重県桑名農政環境事務所）、農業委員会と揚水についての覚書を取り交わし、揚水時に地下水位が取り決め水位より下がった場合は、揚水を停止する取り決めをしている。なお、他の井戸所有者には、枯渇したままの井戸もあるようだ。</p> <p>掘削当初、深井戸のため浅井戸に影響はないと予測し、周辺井戸の調査が不十分であった。実際には、深井戸水脈と浅井戸水脈は関連があるようで、影響が出たようだ。ただし、覚書を結んだが、原因については明らかになっていない。したがって、現在も農業用井戸の揚水は、連続取水は困難な状態になっている。</p> <p>今回も、当区画整理事業地内の揚水について深井戸とはいえ、下深谷部地区の浅井戸への影響が心配される。また、調査地域が流石川右岸の地域に限定されており、当方のような流石川左岸の地域も調査すべきと思う。なお、当方の井戸は生活用水として日常生活に使用しているので、もし何らかの影響が出た場合の対応についても返答が欲しい。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、環境影響評価の現況調査時に地下水位調査を実施したのと同じ地点で、工事実施時及び施設供用後の地下水の利用が確認された段階から1年間、地下水位のモニタリングを継続することとしています。このうち、深谷地区の調査地点はご指摘のとおり流石川右岸に位置していますが、事業実施区域も右岸側に位置しており、より近い位置に当たることから、万一何らかの影響が及ぶとすれば、この位置でより早期の把握が可能であると考えています。</p> <p>この継続監視の中で、水位低下が確認された場合には原因究明を行います。その上で、本事業（特に供用時の地下水取水）の影響と考えられた場合は、取水制限を実施する等、適切に対応いたします。</p> <p>また、工事実施中は、住民の皆様からの苦情等を受け付ける窓口を設け、地下水だけでなくその他生活に支障を及ぼす事項については、適切に対応いたします。</p>

意見者 番号	意見 番号	意見書	事業者の見解
2	2	<p>1, 関係情報の公開について</p> <p>・令和5年11月13日の説明会のおり、今後、意見が述べられる時や情報がある場合は、事前にお知らせしていただく様をお願いしたにも関わらず、今回の縦覧も何ら知らせなく行われていることを遺憾に思うと同時に、地域住民に十分に説明する意思があまりないと感じています。</p>	<p>本環境影響評価の手続きにおける説明会としては、広く一般に周知するため条例に基づき日刊新聞6紙（朝日、毎日、読売、中日、伊勢）による公告を行ったほか、桑名市のホームページ、各縦覧場所におけるポスター掲示等で周知することとしました。なお、その他の情報発信の方法として、チラシの配付や回覧板による周知も検討しましたが、三重県全域をくまなく案内することが困難であり、発信する地域を特定することが困難なこと、発信しない区域との差が生まれること、などの理由により実施いたしませんでした。</p> <p>また、今後は環境アセスメントの説明会とは別に、土地区画整理組合設立準備委員会から、ご地元に対し、必要に際し情報提供を進めてまいります。</p>
	3	<p>2, 排水について</p> <p>・調整池へ集水した水を農業用ため池に排水するよう計画されているが、元々の集水域の形質が変わるので自ずとその水質は変化するものと考えられます。また、事業の進捗時期によっても水質は変化しますので、ため池への接続は反対します。</p>	<p>本事業により、ため池流域の土地利用が変化しますが、ため池の持つ流域面積は減らないものとしており、かつ、ため池への流入も雨水のみであることから、農業用水としての利用に支障はきたさないものと考えていますので、ご理解賜りたく存じます。</p> <p>但し、水質変化の詳細については、不明な点もあるため、工事実施前から工業用地売却までの間、各ため池の直近下流河川において農業用水基準項目について、土地区画整理組合が水質調査を実施し、その結果を公表することとします。</p>

意見者 番号	意見 番号	意見書	事業者の見解
	4	<p>3, 陸生動物について</p> <p>・深谷町内では年々、サル・イノシシの獣害被害が増えており、住民から対策への要望が出されております。当開発により現状より増して生息範囲が減少すれば、出没頻度が増すものと考えられます。現状変更する者の責任として、これに対応する事が必要であると考えます。</p>	<p>これまでに確認できた文献等の内容を整理すると、近年のイノシシ、シカ、サル等による獣害の増加は、一般的には、里山の管理放棄に伴う森林の荒廃（やぶの増加）と耕作放棄地の増加により、害獣の隠れ家となる環境が人里に隣接するようになったこと、それに加え、栄養豊富な餌である果物や野菜が耕作地に放置・放棄されていることが主な要因であると考えられています。ただし、地域で大規模な開発事業を行うものとして、所有する山林に起因する獣害を無視することはできませんので、ご地元や自治体とも協議しながら、可能な限りの支援策を検討いたします。</p>
2	5	<p>4, 地下水について</p> <p>・深谷町では過去に耕地整理をした時、井戸を設置しており、揚水により井戸枯れが生じ、現在でも係争中の民家があります。地下水については、特にナイーブな状況です。準備書の調査範囲を広げて、より綿密に調査して頂きたい。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、環境影響評価の現況調査時に地下水位調査を実施したのと同じ地点で、工事实施時及び施設供用後の地下水の利用が確認された段階から1年間、地下水位のモニタリングを継続することとしています。このうち、深谷地区の調査地点はご指摘のとおり流石川右岸に位置していますが、事業実施区域も右岸側に位置しており、より近い位置に当たることから、万一何らかの影響が及ぶとすれば、この位置でより早期の把握が可能であると考えています。</p> <p>この継続監視の中で、水位低下が確認された場合には原因究明を行います。その上で、本事業（特に供用時の地下水取水）の影響と考えられた場合は、取水制限を実施する等、適切に対応いたします。</p> <p>また、工事实施中は、住民の皆様からの苦情等を受け付ける窓口を設け、地下水だけでなくその他生活に支障を及ぼす事項については、適切に対応いたします。</p>

意見者 番号	意見 番号	意見書	事業者の見解
2	6	<p>5, 工事中の濁水について ・濁水の影響の軽減ではなく、影響があ ってはけません。 評価書(要約書)のP127にある「仮設沈砂 池放流口への濁水軽減措置」とは何か? また、近年、頻発する豪雨(例えば100 mm/h)の場合に、下流に及ぼす影響につ いて懸念します 仮設沈砂池から放流先水路等の保全管理 方法について詳しく説明願いたい。 以上 令和6年2月22日</p>	<p>準備書に記載している濁水の予測結果に ついては降雨時の現況の値と同程度とな っております。その影響について環境保 全措置を講じることでさらに低減しよう とするものです。 現時点での濁水軽減措置としては、「ヤ シ繊維マット」、「布団籠」等を想定し ており、現場の状況に応じた対策を講じ ることとします。 また、ご意見にあります時間100mmを超 えるような豪雨等の非常事態時につい ては、台風や南海・東南海トラフ地震等を 予測対象としていないのと同様に、本環 境影響評価では対象としておりません。 造成工事中における仮設沈砂池から放流 先水路等の管理方法について、日常点検 の対象とし、水路の損傷・土砂の堆積等 が確認された場合は速やかに対応するも のといたします。</p>
3	7	<p>スマートインター建設にあたり  当意見書より私なりに特に思う箇所①～ ④)について書かせていただきます。  ① 「(仮称)桑名市播磨西部・・・」 について 播磨地区に地権者・利権者が多いときく が、危害・被害者となり得るものは寧ろ 深谷地区に多くいると思います 因って「桑名市播磨・深谷西 部・・・」の名称にしていきたい。 播磨だけでことが済み 深谷にはさも何 も関係ない様な姑息な名称にすべきでは ない</p>	<p>現在は(仮称)として事業を進めていま す。今後、土地区画整理組合設立準備委 員会に諮り、名称を決定します。貴重 なご意見として、賜ります。</p>
	8	<p>② 当事業は市の広報や中日新聞等にも 既に掲載されており、深谷地区全体の住 民の方に参加できる説明会を開いてほ しい。その前提としてこの事業行うメリ ットとデメリットを記した折込チラシ等 を全世帯に配布して下さい。</p>	<p>特定の地域を対象とした説明会につま ましては、本環境影響評価の手続きとは別 に必要なに応じて開催させていただくこと とします。その際の周知方法・説明内容 については、また別途協議させていただ きたいと考えます。</p>

意見者 番号	意見 番号	意見書	事業者の見解
3	9	③ ②でデメリットの内の一つでもある 獣害対策について既に深谷町内では猪・ 猿害は山林開拓により被害が出ており、 当事業により更に増すのは間違いない 対策・対応をお聞きかせ願いたい。	これまでに確認できた文献等の内容を整 理すると、近年のイノシシ、シカ、サル 等による獣害の増加は、一般的には、里 山の管理放棄に伴う森林の荒廃（やぶの 増加）と耕作放棄地の増加により、害獣 の隠れ家となる環境が人里に隣接するよ うになったこと、それに加え、栄養豊富 な餌である果物や野菜が耕作地に放置・ 放棄されていることが主な要因であると 考えられています。ただし、地域で大規 模な開発事業を行うものとして、所有す る山林に起因する獣害を無視することは できませんので、ご地元や自治体とも協 議しながら、可能な限りの支援策を検討 いたします。
	10	④ 数年前、池ノ谷溜池が決壊した時 また近年のゲリラ豪雨の時には一旦水 が、町の中心を流れる「さざれ川」の濁 流が溢れ出て下流域の家屋が床下浸水す る被害が出た、またこの時 護岸(石垣) の一部が損傷したが、手付かずのままに なっている 今後が大変心配である (当時の写真有り)	溜池の堤体は、三重県が設計して整備し ています。溜池の堤体の修復について は、三重県へ改修の要望書を提出するよ うお願いいたします。 なお本事業では、三重県の基準を満たす 洪水調整池を設置することとしていま す。
4	11	1. 事後調査の実施主体(供用時)が不明 確。(誘致企業と記載) 誘致企業では、どの場所(工業用地)が対 象なのか?また供用時とはいつなのか? (全ての工業用地で定常稼働時なら、一区 画でも残ったら未来永劫事後調査は実施 されないのか?) 工業用地を取得し定常稼働した企業毎に 実施するのであれば、わかりやすい記載 に変更すれば良い。	ご意見につきましては本事業において一 番の課題としている部分です。当組合と して事後調査をお約束できるのは土地造 成工事完了までで、その時点で当組合は 解散となります。施設が供用した後の事 後調査につきましては、現時点で実施主 体が決定していません。当組合としては 誘致企業に対し、桑名市と環境保全協定 の締結や事後調査の実施等について協議 を実施していただき、その上で実施主体 を決定いたします。また、施設供用後の 事後調査の実施時期や実施期間について も同様に桑名市と誘致企業との間で協議 により決定することとなっています。

意見者 番号	意見 番号	意見書	事業者の見解
4	12	2. 予測で使用する建設機械について 使用する建設機械の運搬(トレーラー)及び分解組立が必要な建設機械の分解組立で使用する機械(クレーン)は、含まれないのですか？【準備書・資料編、月別重機稼働台数】	誘致企業が工場棟建築の際に、分解組立で使用する機械(クレーン)を利用する可能性は考えられます。 月別重機稼働台数においては、各月の重機の稼働台数を計上しております。スポットで稼働する重機もございしますが、月単位で検討した場合、大きな重機が各月通して稼働する安全側で計上いたしました。
	13	3. 大気質の予測結果及び保全措置(施設の供用後)について (都計道)桑名北部東員線と(都計道)大山田播磨線の交差点より北側に発生源を設定しない理由が不明。(誘致企業が決まっていないのに発生源から外せる理由) 【P265 図 8.1-22 発生源及び予測地点】	誘致企業が決定していないとはいえ、前提条件を想定して予測・評価を行う必要があります。その結果として準備書のp12、p13に示すとおり、周辺集落に近い側に発生源のある企業を配置することとし、ご意見の交差点の北側には排ガスを発生しない物流業を配置することとしました。そのため発生源を配置していません。
	14	4. 環境保全協定の締結について 供用後の環境保全措置として、環境保全協定の締結と記載されているが、締結は桑名市と誘致企業が行うのか？	環境保全協定については、誘致企業と桑名市の二者協定の締結を考えています。
	15	5. 水質の予測結果について 施設の供用時の水質(BOD、COD、SS、T-N)の公共下水道接続時は予測計算されないのか？	施設供用時の工場排水を公共下水道に接続する際の予測は実施していません。なお、誘致企業のうち、水質汚濁防止法の適用を受ける企業を誘致する際には、当該企業については同法に基づき、水質調査及び水質基準の遵守が求められます。
	16	6. 地下水の揚水計画について 事業活動に伴う揚水計画は100m3/日とあるが、1社 or 全社なのか？ また、既設井戸及びため池水位のモニタリング1年間とは、何から1年なのか？ (誘致企業が稼働した毎か？)	揚水計画については、現時点で企業毎に設定しているわけではなく、工業団地全体として地下水揚水量を100m3/日と設定しましたが、それが1企業なのか複数企業なのかは未定です。また、地下水を必ず利用するかどうか未定です。様々な事案を想定して、地下水の揚水計画を100m3/日と設定したものです。 地下水を揚水することが決定した際には、揚水を開始してから1年間の事後調査を考えています。



意見者 番号	意見 番号	意見書	事業者の見解
4	17	7. 生息個体の移植について 重要種として出てきている種について は、誰が移植するのか？	環境保全措置として移植を実施すること とした重要な種については、工事着手前 から工事期間中にかけての実施となるこ とから、準備書にも記載したとおり、実 施主体は事業者である（仮称）桑名市播 磨西部土地区画整理組合となります。実 際の作業にあたっては、専門的な知識や 技術を必要とする業務であることから、 それらを有する業者への委託を予定して います。

注) 意見書の内容は、文章及び誤字等の修正は行わずそのまま記載しています。